

平成 26 年 4 月 1 日

飲料水水質検査を御依頼のお客様へ

株式会社 総合環境分析

## ビル管理法飲料水水質検査の項目追加のお知らせ

早春の候、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2月28日付けの官報にて平成26年度4月1日より水道法水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第百一号)の一部が改正され、水道法水質基準に新規項目として「亜硝酸態窒素」が追加される事が公示されました。

それに伴いビル管理法(建築物における衛生的環境の確保に関する法律)の飲料水・給湯水の水質検査項目にも「亜硝酸態窒素」が新規項目として追加されます。従前からある「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」はそのまま検査項目として残りますので、平成25年度に比べて検査項目が1つ増える事になります。

「亜硝酸態窒素」を検査する為に検査機器の増設及び更新、検査工程数の増加が発生する為、追加項目分として「亜硝酸態窒素」追加料金が発生致しますのでご了承下さい。

貴社御依頼の水質検査におかれましても、ビル管理法特定建築物の飲料水・給湯水が対象の場合には、新規法定項目「亜硝酸態窒素」も含めての御依頼を頂く様お願い申し上げます。

敬具

### 記

#### 1. 対象物件・項目

ビル管理法対象施設(特定建築物)

改正前

改正後

夏季 27 項目 → 夏季 28 項目 (夏季 27 項目 + 亜硝酸態窒素)

15 項目 → 16 項目 (15 項目 + 亜硝酸態窒素)

省略不可 10 項目 → 省略不可 11 項目 (省略不可 10 項目 + 亜硝酸態窒素)

※貯水槽清掃後等の自主検査も省略不可 11 項目での実施をお勧め致します。

#### 2. 実施時期：省令改正に合わせ平成 26 年 4 月 1 日以降